

法規

1. 漁船に無線電話を設置しようとする者は、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその旨を届け出なければならない。
2. 船舶局の免許の有効期間は、すべて無期限である。
3. 送信設備に使用する電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
4. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、無線設備の国際通信のための通信操作を行うことができる。
5. 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
6. 船舶局は、遭難通信を行うときは、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる。
7. 船舶局は、遭難通信を行う場合でも、他の無線局にその運用を妨げるような混信を与えてはならない。
8. 無線通信を行うときは、自局の識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）を付してその出所を明らかにしなければならない。
9. 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
10. 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、海岸局から使用周波数を変更するよう指示を受けても、至急漁況に関する通信を行わなければならないときは、その指示に従わなくてもよい。
11. 船舶局が無線電話により試験電波を発射する場合において、必要があるときは、10秒間を超えて「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信をすることができる。
12. 27,524キロヘルツの周波数の電波は、遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に使用することができる。
13. 船舶局は、自局の付近にある遭難している船舶の遭難通報を受信した場合は、これに応答する前に救助作業に向かう旨を最寄りの海岸局に送信しなければならない。
14. 船舶局が行う遭難呼出しは、特定の無線局にあててはならない。
15. 船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位で緊急通信を取り扱わなければならない。
16. 船舶局の免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに報告しなければならない。
17. 漁船の船舶局（漁業の指導監督用のものを除く。）相互間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信である。
18. 免許人（包括免許人を除く。）が不正な手段により無線局の免許を受けたときは、総務大臣は、その免許を取り消すことがある。
19. 電波法に違反した無線従事者は、その免許を取り消されることがある。
20. 総トン数20トン未満の小型漁船の船舶局には、電波法及びこれに基づく命令の集録（電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。）又は総務大臣が認定する抄録のいずれも備え付けなくてよい。